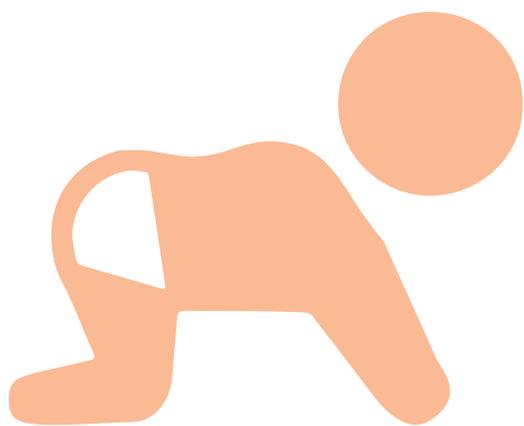


概要版



第2期 一宮市 子ども・子育て支援事業計画

令和2(2020)年度～令和6(2024)年度

令和2年3月
一宮市



計画策定にあたって

👶 第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画とは

『第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画』は、近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、また、「一宮市子ども・子育て支援事業計画」での進捗状況等を踏まえ、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保するためのものです。

さらに、次世代育成支援や母子保健等、子どもと保護者を対象とした施策の基本的な方向性を定めるために策定します。

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられます。

また、次に掲げる計画を包括するものとして策定しています。

次世代育成支援対策
推進法第8条第1項に基づく
「市町村行動計画」

母子及び父子並びに
寡婦福祉法第12条に基づく
「自立促進計画」

さらに、「新・放課後子ども総合プラン」及び「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、市町村において求められる役割について、本計画の中で定めていきます。

第2期一宮市 子ども・子育て支援事業計画



計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

子ども・子育て支援に関するニーズ調査

本計画は、平成30年10月に実施した、アンケート調査により把握した子どもの保護者の意向に基づき策定しています。

ニーズ調査に回答をした子育て家庭を「ひとり親家庭」と「両親の家庭」に区分し、さらに両親の働き方の組合せで類型化すると、その比率は次のようになります。

また、本計画では、ニーズ調査により把握した保護者のニーズ、各事業の利用実績や現在の供給体制、及び「幼児教育・保育の無償化」の影響等今後の動向などに基づいて幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「事業量の推計」を行い、これを達成することができる提供体制の確保の内容及びその実施時期等を定めています。

類型		就学前	小学生
ひとり親		6.4%	11.6%
両親	フルタイム×フルタイム	23.8%	18.3%
	フルタイム×パートタイム	32.3%	47.7%
	専業主婦(夫)	37.3%	22.1%
	パートタイム×パートタイム	0.2%	0.3%
	無職×無職	0.0%	0.0%



計画の体系

🍌 基本理念

前回計画において、未来を担う一人ひとりの子どもが健やかに成長するまちづくりを目指すため、基本理念として『一人ひとりの子どもが健やかに成長する 安心子育てのまち いちのみや』を掲げました。

本計画についても、その基本理念を継承するとともに、理念の一層の実現を目指し、サブタイトルを追加いたしました。サブタイトルの作成にあたっては、「いちのみや”子育てCafe”」の参加者からのご意見等を集約しました。

基本理念

『一人ひとりの子どもが健やかに成長する 安心子育てのまち いちのみや』

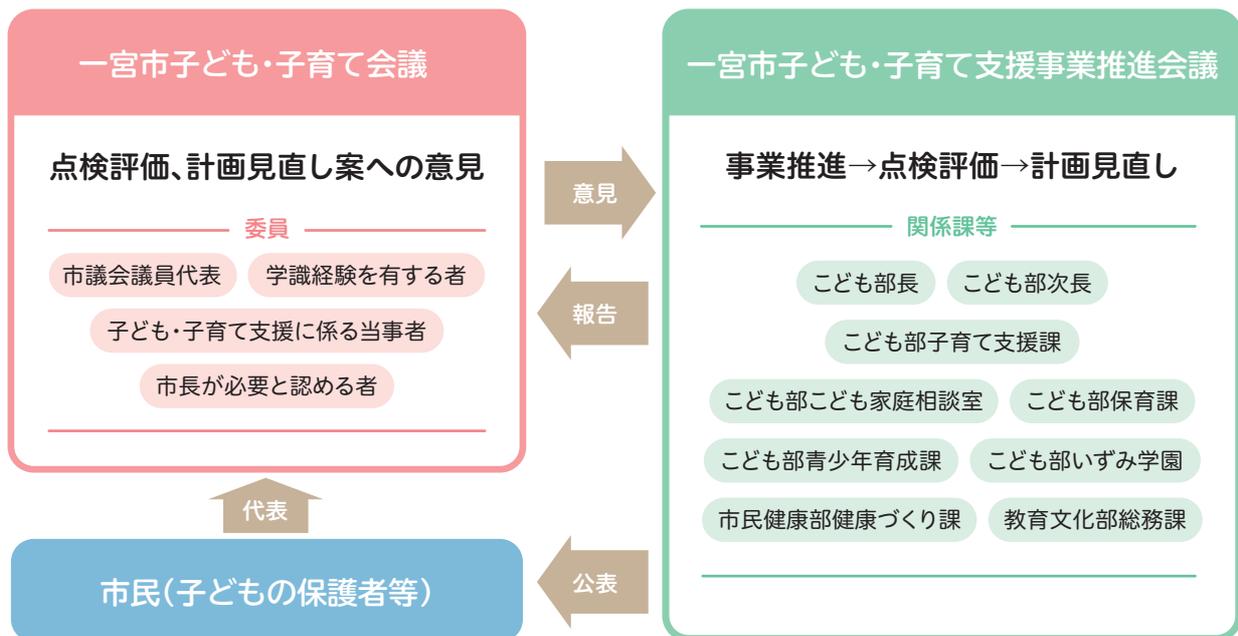
～みんなでつくり、みんなに選ばれる子育てのまちへ～

🍌 計画の進捗管理

「一宮市子ども・子育て支援事業推進会議」は、計画期間の各年度において、本計画の達成状況を取りまとめ、点検、評価を実施します。

本計画の達成状況及び点検、評価の結果は、「一宮市子ども・子育て会議」に報告し、意見を求めます。点検、評価の結果は、市ウェブサイト等で公表します。

一宮市子ども・子育て支援事業計画推進体制



計画の目標

第1期計画を継承した重要な5つの基本目標を達成するための施策・事業を体系的に記載しています。
(🌟:本計画策定にあたり新設した施策)

基本目標

1

親と子どもの健康づくり 【妊娠・出産支援】

誰もが安心して出産し子育てができるよう、親子の心身ともに健康な生活を支えていきます。

施策1-① 安心して妊娠・出産をすることができるための支援

施策1-② 子どもの健康づくり支援

基本目標

2

安心して楽しい子育ての推進 【すべての子育て家庭支援】

すべての親が子育てに対する不安や負担、孤立感を感じることなく、自らも親として成長しながら、充実した子育てができるよう、社会全体で支え合う子育てを推進します。

施策2-① 子育て意識などの形成

施策2-④ 地域の相互援助活動や自主的活動の支援

施策2-② 子育ての相談と情報提供の充実

施策2-⑤ 一時的に子どもを預けられる体制の整備

施策2-③ 子育てに関する学習や
子育て家庭の交流促進

施策2-⑥ 子育てにかかる経済的負担の軽減

基本目標

3

子どもが健やかに育つ環境づくり 【すべての子ども支援】

すべての子どもが健やかに成長できるよう、子どもの安全の確保とともに、多様な活動を通じて心豊かに育つ環境を整備します。

施策3-① 子どもの安全確保の推進

施策3-② 子どもが心豊かに成長するための活動の推進

施策3-③ 子どもにやさしい
環境整備の充実

基本目標

4

仕事と子育ての両立支援 【働いている親支援】

誰もが安心して働きながら子育てができるよう、両立を支える環境や基盤を整備し、より利用しやすい仕組みづくりを進めます。

施策4-① 仕事と子育ての両立のための基盤整備

施策4-② 産後・育児休業後の復帰支援

基本目標

5

子ども・家庭の状況に応じた支援の充実 【個別的支援】

生まれ育つ環境にかかわらず、一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、個別の支援を必要とする子どもや家庭の援助を充実します。

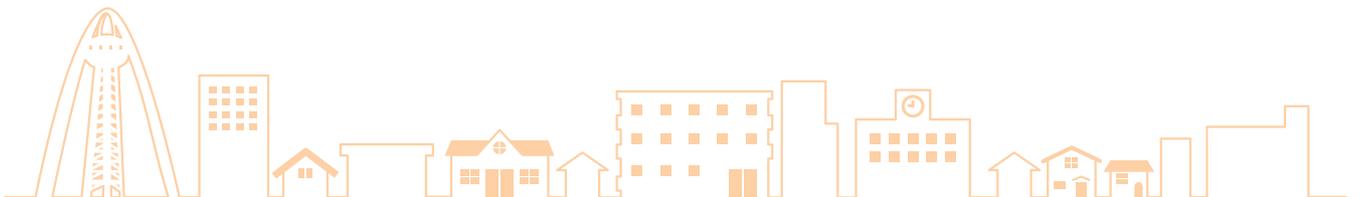
施策5-① 児童虐待対策の充実

施策5-④ 定住外国人に対する支援の充実

施策5-② ひとり親家庭の自立支援の促進

施策5-⑤ 多胎児世帯への支援

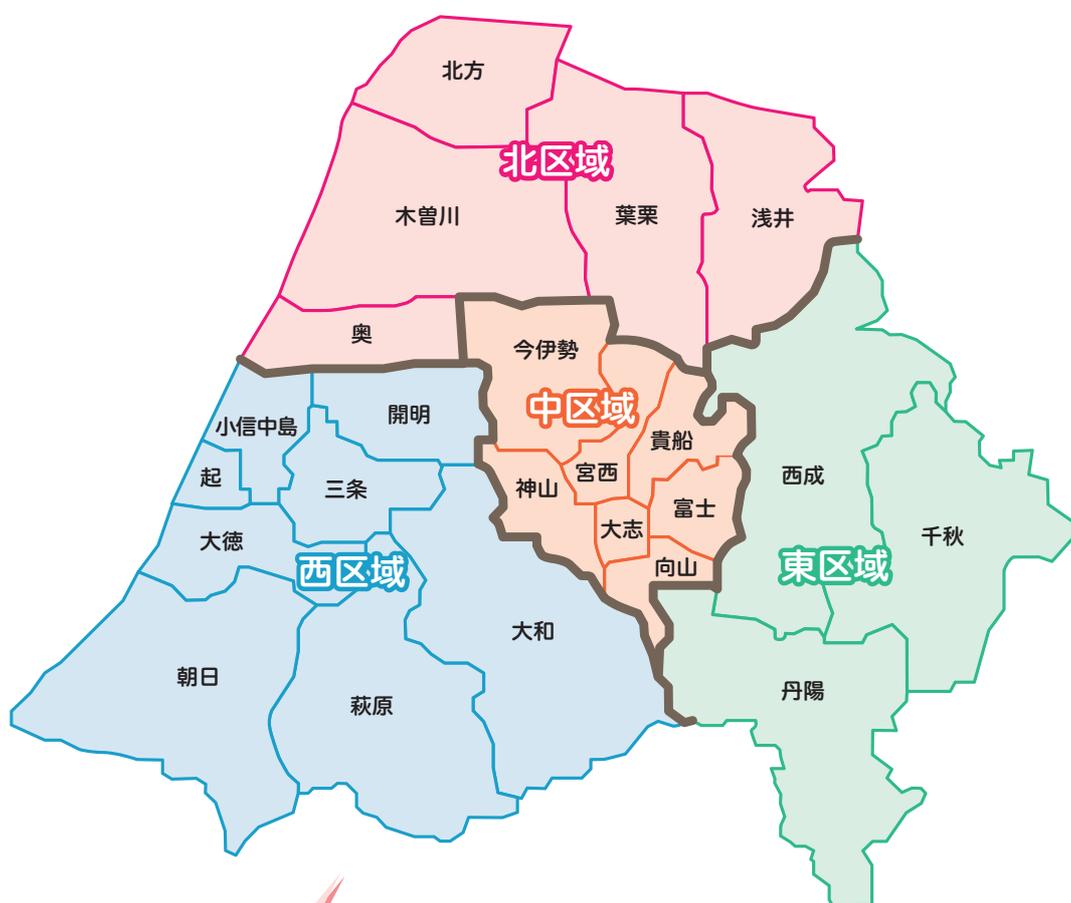
施策5-③ 障害のある子どもに対する支援の充実



幼児期の教育・保育提供区域

本計画では、前回計画以降の人口動態を踏まえ、より地域の実情に応じた教育・保育サービスの提供体制の整備を行うため、幼児期においては4つの教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設（幼稚園、認定こども園、保育園）や、地域型保育事業（小規模保育施設、事業所内保育施設など）による一体的・安定的な教育・保育の提供を推進します。

区域名称	対象連区
①東区域	西成、千秋、丹陽
②西区域	大和、萩原、朝日、大徳、起、三条、開明、小信中島
③北区域	奥、木曽川、北方、葉栗、浅井
④中区域	今伊勢、宮西、貴船、富士、向山、大志、神山



「地域子ども・子育て支援事業」については、全市域を1つの教育・保育提供区域として設定します。



幼児期の教育・保育の量の見込み

1号認定

対象者	利用できる教育・保育施設、事業
子どもが満3歳以上で、専業主婦(夫)家庭、就労時間が非常に短い(月60時間未満)家庭	幼稚園・認定こども園

教育・保育提供区域

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東区域	必要利用定員総数(人)	930	911	873	847	823
	確保の内容(定員)	1,712	1,712	1,712	1,712	1,712
西区域	必要利用定員総数(人)	829	811	777	754	733
	確保の内容(定員)	1,824	1,824	1,824	1,824	1,824
北区域	必要利用定員総数(人)	567	530	509	493	480
	確保の内容(定員)	1,042	997	997	997	997
中区域	必要利用定員総数(人)	635	621	596	578	562
	確保の内容(定員)	868	868	868	868	868

2号認定

対象者	利用できる教育・保育施設、事業
子どもが満3歳以上で、共働き・ひとり親家庭であるが、幼稚園の利用希望が強いと想定される家庭	幼稚園
子どもが満3歳以上で、共働きの家庭・ひとり親家庭	認定こども園・保育園

教育・保育提供区域

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東区域	必要利用定員総数(人)	1,539	1,499	1,437	1,392	1,352
	確保の内容(定員)	1,596	1,596	1,596	1,596	1,596
西区域	必要利用定員総数(人)	1,782	1,734	1,661	1,611	1,565
	確保の内容(定員)	1,927	1,927	1,927	1,927	1,927
北区域	必要利用定員総数(人)	1,503	1,456	1,396	1,352	1,314
	確保の内容(定員)	1,668	1,668	1,668	1,668	1,668
中区域	必要利用定員総数(人)	1,402	1,364	1,309	1,268	1,231
	確保の内容(定員)	1,522	1,522	1,522	1,522	1,522

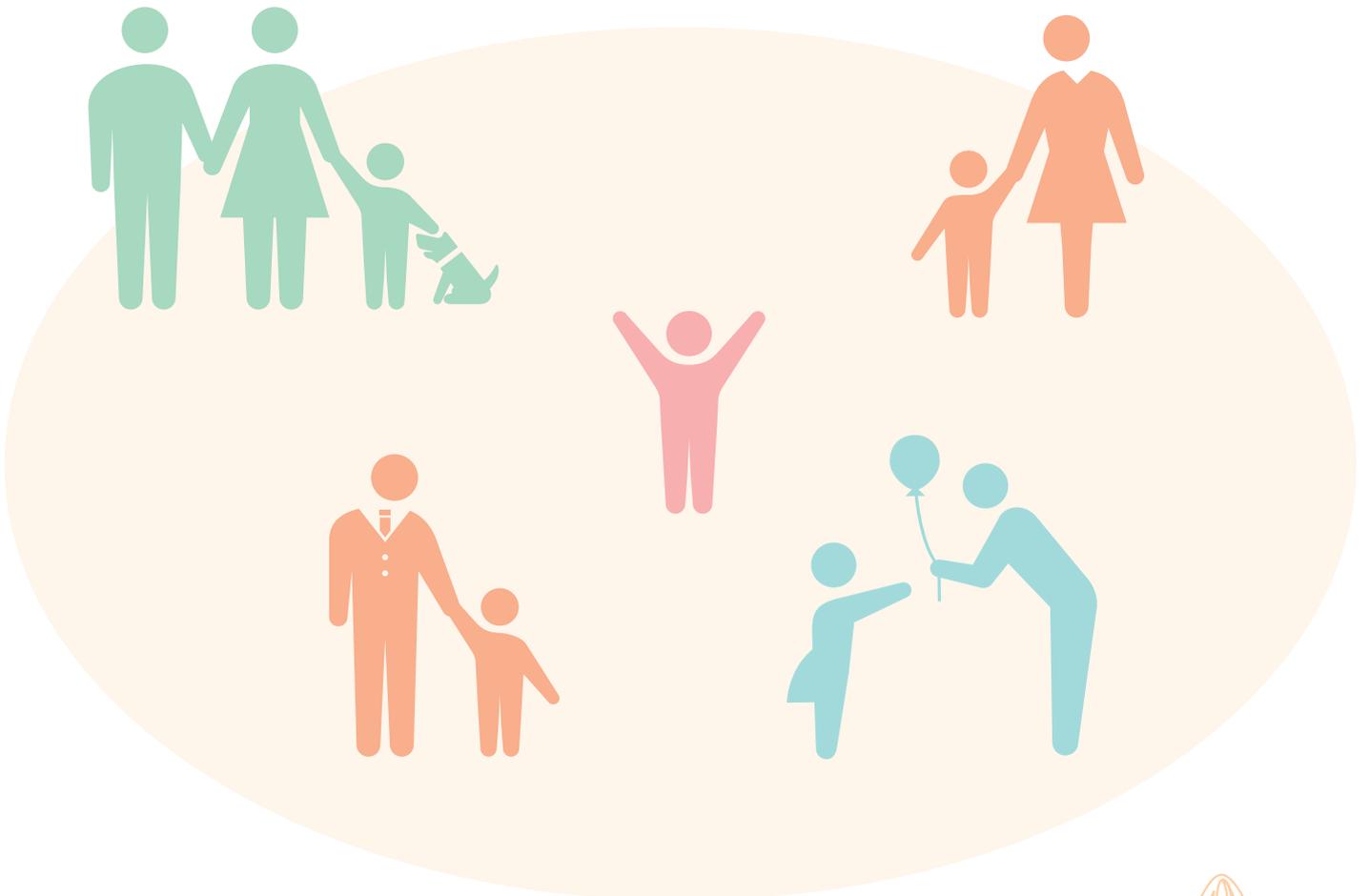


3号認定

対象者	利用できる教育・保育施設、事業
子どもが満3歳未満で、共働きの家庭・ひとり親家庭	認定こども園・保育園・地域型保育事

教育・保育提供区域

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東区域	必要利用定員総数(人)	590	611	636	663	691
	確保の内容(定員)	692	705	718	731	744
西区域	必要利用定員総数(人)	707	718	734	750	766
	確保の内容(定員)	842	842	842	842	842
北区域	必要利用定員総数(人)	593	632	659	686	713
	確保の内容(定員)	700	733	746	759	772
中区域	必要利用定員総数(人)	750	760	776	793	811
	確保の内容(定員)	889	889	889	889	889



地域子ども・子育て支援事業の見込み

母子の健康支援事業

1 利用者支援事業[母子保健型]

対象:妊娠・出産・育児期の親と子
 内容:面接、家庭訪問(必要に応じ相談・助言の実施)、関係機関との連絡調整を行う事業

【量の見込みに対する確保の内容】

区分・指標		年度	本計画	
		前回計画	令和2年度	令和6年度
見込み量	実施か所数	3か所	3か所	3か所
	面接件数	2,870件	2,600件	2,443件
確保内容	実施か所数	3か所	3か所	3か所
	面接件数	-	2,600件	2,443件

2 妊婦健診[妊婦健康診査]

対象:妊娠期にある女性
 内容:定期的な医療機関や助産院通院への通院を通じた、検査や保健指導を行う事業

【量の見込みに対する確保の内容】

区分・指標		年度	本計画	
		前回計画	令和2年度	令和6年度
見込み量	延べ受診回数	35,092件	36,400件	34,202件
	確保内容	延べ受診回数	37,300件	34,202件

3 こんにちは赤ちゃん訪問事業 [乳児家庭全戸訪問事業]

対象:0歳(生後4か月まで)
 内容:対象家庭を訪問員などが訪問し、育児相談や保健サービスの紹介等を行う事業

【量の見込みに対する確保の内容】

区分・指標		年度	本計画	
		前回計画	令和2年度	令和6年度
見込み量	訪問件数	2,708件	2,603件	2,445件
	確保内容	訪問件数	3,214件	2,445件

子育ての相談や交流促進についての事業

4 子育て支援センター事業 [地域子育て支援拠点事業]

対象:就学前の子と親
 内容:市内8か所の子育て支援センターと市内の公共施設を巡回する移動子育て支援センターにおいて子育て中の親子の交流の場を提供し、育児相談等を行う事業

【量の見込みに対する確保の内容】

区分・指標		年度	本計画	
		前回計画	令和2年度	令和6年度
見込み量	延べ利用数(年間)	70,992人	72,336人	64,900人
	確保内容	延べ利用可能数(年間)	171,500人	186,000人
		実施か所数	8か所	8か所



一時的に子どもを預かる事業

5 一時預かり事業

ア 幼稚園型(在園児)

[幼稚園における一時預かり(預かり保育)]

対象: 3～5歳

内容: 幼稚園または認定こども園の在園児を一時的に預かる事業

【量の見込みに対する確保の内容】

区分・指標		年度	本計画	
		前回計画	平成30年度	令和2年度
見込み量	延べ利用数(年間)	80,692人	84,925人	74,543人
確保内容	延べ利用数	98,000人	98,000人	98,000人

イ 幼稚園型以外(在園児除く)

[保育園・中央子育て支援センターでの一時預かり]

対象: 0～5歳

内容: 保育園や中央子育て支援センターで一時的に乳児または幼児を預かる事業

【量の見込みに対する確保の内容】

区分・指標		年度	本計画	
		前回計画	平成30年度	令和2年度
見込み量	延べ利用数(年間)	20,236人	23,960人	21,707人
確保内容	一時保育事業	49,810人	49,810人	49,810人
	子ども一時預かり事業	1,280人	4,000人	4,000人
	子育て援助活動支援事業	4,800人	3,800人	3,600人
	計	55,890人	57,610人	57,410人

6 ファミリー・サポート・センター事業[子育て援助活動支援事業]

対象: 0歳～小学校6年生

内容: 援助を希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(援助会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業

【量の見込みに対する確保の内容】

区分・指標		年度	本計画	
		前回計画	平成30年度	令和2年度
見込み量	活動件数(年間)	3,463件	3,621件	3,293件
確保内容	活動可能件数(年間)	4,800件	3,800件	3,600件

7 病児・病後児保育事業

対象: 0歳～小学校4年生

内容: 疾病にかかっている子ども及び回復期の子どもについて、保育所、診療所その他施設において保育を行う事業

【量の見込みに対する確保の内容】

区分・指標		年度	本計画	
		前回計画	平成30年度	令和2年度
見込み量	延べ利用数(年間)	371人	385人	435人
確保内容	延べ利用可能数(年間)	2,205人	2,205人	2,940人
	実施か所数	3か所	3か所	4か所

8 ショートステイ事業[子育て短期支援事業]

対象: 0～18歳

内容: 保護者の疾病や仕事等により、夜間、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難になった場合に、宿泊を伴う預かりを行う事業

【量の見込みに対する確保の内容】

区分・指標		年度	本計画	
		前回計画	平成30年度	令和2年度
見込み量	延べ利用数(年間)	49人	71人	79人
確保内容	延べ利用可能数(年間)	100人	100人	100人
	実施か所数	5か所	5か所	5か所



仕事と子育ての両立に資する事業

9 放課後児童クラブ〔放課後児童健全育成事業〕

対象：小学校1年生～6年生

内容：昼間保護者が留守になる家庭の小学生に、適切な遊びや生活の場を提供する事業

【量の見込みに対する確保の内容】

区分・指標		年度		
		前回計画 平成30年度	本計画	
見込み量	利用希望児童	4,349人	4,668人	4,294人
確保内容	定員	4,595人	4,699人	5,052人
	施設数	58か所	58か所	62か所
	過不足(市全体の過不足)	-	31人(充足)	758人(充足)
	過不足 (小学校区ごとの過不足の合計)	-	△266人 (不足)	0人

確保内容欄の「定員」が見込み量欄の「利用希望児童数」を上回っていても、小学校区ごとに判定すると不足が生じます。確保内容欄の「過不足(小学校区ごとの過不足の合計)」は各小学校区における待機児童数の合計です。

10 延長保育事業〔時間外保育事業〕

対象：0～5歳

内容：保育時間を超えて保育園を利用する事業

【量の見込みに対する確保の内容】

区分・指標		年度		
		前回計画 平成30年度	本計画	
見込み量	18時以降の利用希望数	1,718人	1,810人	2,044人
確保内容	利用可能数	2,860人	2,925人	2,925人

個別的な支援についての事業

11 育児支援家庭訪問事業〔養育支援訪問事業〕

対象：養育支援が必要な子どもがいる家庭

内容：家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助など)を行う事業

【量の見込みに対する確保の内容】

区分・指標		年度		
		前回計画 平成30年度	本計画	
見込み量	訪問支援必要家庭	34件	44件	64件
確保内容	訪問支援可能件数	50件	44件	64件

12 実費徴収に係る補足給付事業

対象：0～5歳

内容：食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に、一定の条件のもと、費用の一部を補助する事業

【量の見込みに対する確保の内容】

区分・指標		年度		
		前回計画 平成30年度	本計画	
見込み量	給付件数	22件	6,382件	5,600件
確保内容	給付件数	22件	6,382件	5,600件

令和元年10月実施の幼児教育・保育無償化に伴い給食の副食費(新制度未移行の幼稚園対象)の助成を開始したため、令和2年度以降分の見込み量が大幅に増加しました。



👤 放課後対策の総合的推進

放課後の小学生に居場所を提供する事業のニーズは年々高まってきています。

本市においては、「放課後児童クラブ」の受け入れ学年の拡大や、開所時間の延長、「放課後子ども教室」の全小学校での実施など、ニーズに対応するための取り組みを行ってきました。

今後も増加するニーズに対応するため、両事業とも量的な拡大を目指すとともに、それぞれの事業の特性を生かし、相互に補完をしながら、放課後対策を一体的に推進します。

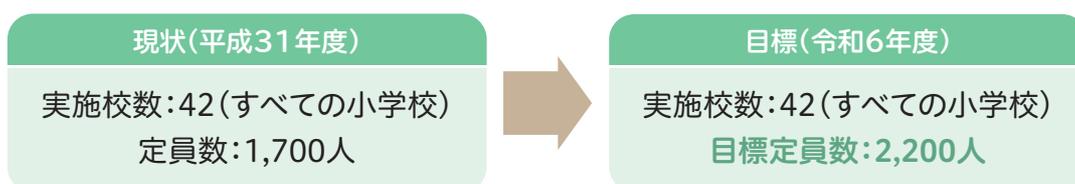
事業名称	放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	放課後子ども教室 (放課後子ども教室推進事業)
対象児童	保護者が就労等により昼間過程にいない小学校1～6年生 ※希望者が定員を超える場合は必要性のある子どもを優先。	保護者の就労・未就労にかかわらず、全ての小学校1～3年生 ※希望者が定員を超える場合は、抽選。
主な活動場所	児童館や地域の公民館など	小学校施設
利用者負担	放課後児童クラブ利用手数料	無料
実施状況	すべての小学校区で実施	すべての小学校で実施

放課後児童健全育成事業の基本方針

「仕事と子育ての両立支援」の基幹的事业として、ひとり親家庭、父母ともにフルタイムの共働き家庭を、基本的な対象として把握し、どの小学校区においても、児童数に対して一定割合の子どもが利用できるように施設整備を進めます。

放課後子ども教室推進事業の基本方針

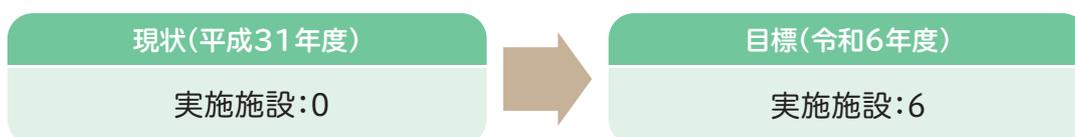
保護者の就労・未就労にかかわらず、すべての子どもが多様な体験・活動を行うことができる環境整備を推進し、定員数の増加や教室の拡充を進めます。



連携による総合的推進

一体型の推進

同一の小学校内施設を活用して、放課後児童クラブと放課後子ども教室を実施することについては、設備等の条件が整った学校から実施することを検討していきます。





第2期 一宮市 子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行：一宮市

編集：こども部子育て支援課

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号

TEL:0586-28-9022 FAX:0586-73-7701